

府公中「総会・研究協議会」に係る取り決め事項（一部抜粋）

I 開催・不開催の決定に関する基準

- 1 気象警報等の発令により、京都府中学校長会、京都市立中学校長会の双方、または一方の校長会であってもその一部が休校措置を取る場合は開催を中止する。

なお、警報は暴風、大雨、洪水等いずれかが発令された場合を対象とし、注意報は対象外とする。

- 2 気象や災害状況により特定の地域に避難勧告が出される場合、また複数の学校が避難場所となる場合、気象警報解除後でも避難勧告や避難場所指定が継続する場合、道路の閉鎖や公共交通機関の運休により移動が困難となる場合は開催を中止する。

- 3 総会・研究協議会中止決定の時期は以下とする。

(1) 開催当日に上記1・2の可能性が極めて高い場合、開催前日 17:00 までに中止を決定し、京都府公立中学校長会ホームページに掲載する。

(2) 開催当日に急遽、上記1・2の状況となった場合は広報される気象情報に従い、各会員が判断する。

この場合も 7:00 の段階で会長・副会長（府・市校長会会長）と事務局で開催の可否を決定し、その内容を速やかに京都府公立中学校長会ホームページに掲載する。

(3) 気象警報、及び修学旅行を除くその他のやむを得ない事情により、不参加校がある場合は Zoom を併用し開催する。但し Zoom 参加は全体会のみとする。

参考 気象警報発令単位地域と学校数

気象警報発令単位地域	市 町 村	学校数
丹後	京丹後市・伊根町・宮津市・与謝野町	12
舞鶴・綾部	舞鶴市・綾部市	13
福知山	福知山市	10
南丹・京丹波	南丹市・京丹波町	9
京都・亀岡	京都市・向日市・長岡京市・大山崎町・亀岡市	94
山城中部	宇治市・城陽市・久御山町・八幡市・京田辺市・井手町・宇治田原町	25
山城南部	木津川市・精華町・和束町・笠置町・南山城村	11
	計	174

- (4) 総会・研究協議会の会場

ア 京都府総合教育センター、及び京都市総合教育センターを借用する。

イ 使用会場は原則として、府公中校長会長の所属校長会（府中・市立中）の総合教育センターを会場とする。

- (5) その他

本取り決め事項は令和 5 年度第 4 回理事会で承認され、令和 6 年度総会・研究協議会より発効する。令和 7 年度 4 月に京都府公立中学校長会ホームページ開設に伴い、開催、中止の決定をホームページのお知らせに掲載することを令和 7 年度第 1 回理事会で承認されたので、令和 7 年度総会・研究協議会より発効する。